



# ODR活性化検討会 第1回事務局資料

令和元年9月27日

内閣官房

日本経済再生総合事務局

# 成長戦略フォローアップ 令和元年6月21日

## ■ 裁判手続等のIT化の推進

・司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議における検討を踏まえながら、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化の実現を目指すこととし、以下の取組を段階的に行う。

－現行法の下で、司法府には、大規模庁を始めとする全国の複数の裁判所でウェブ会議等のITツールを積極的に活用した争点整理の新たな運用を速やかに開始するとともに、来年度以降、新たな運用を行う裁判所を順次全国に拡大することを期待する。

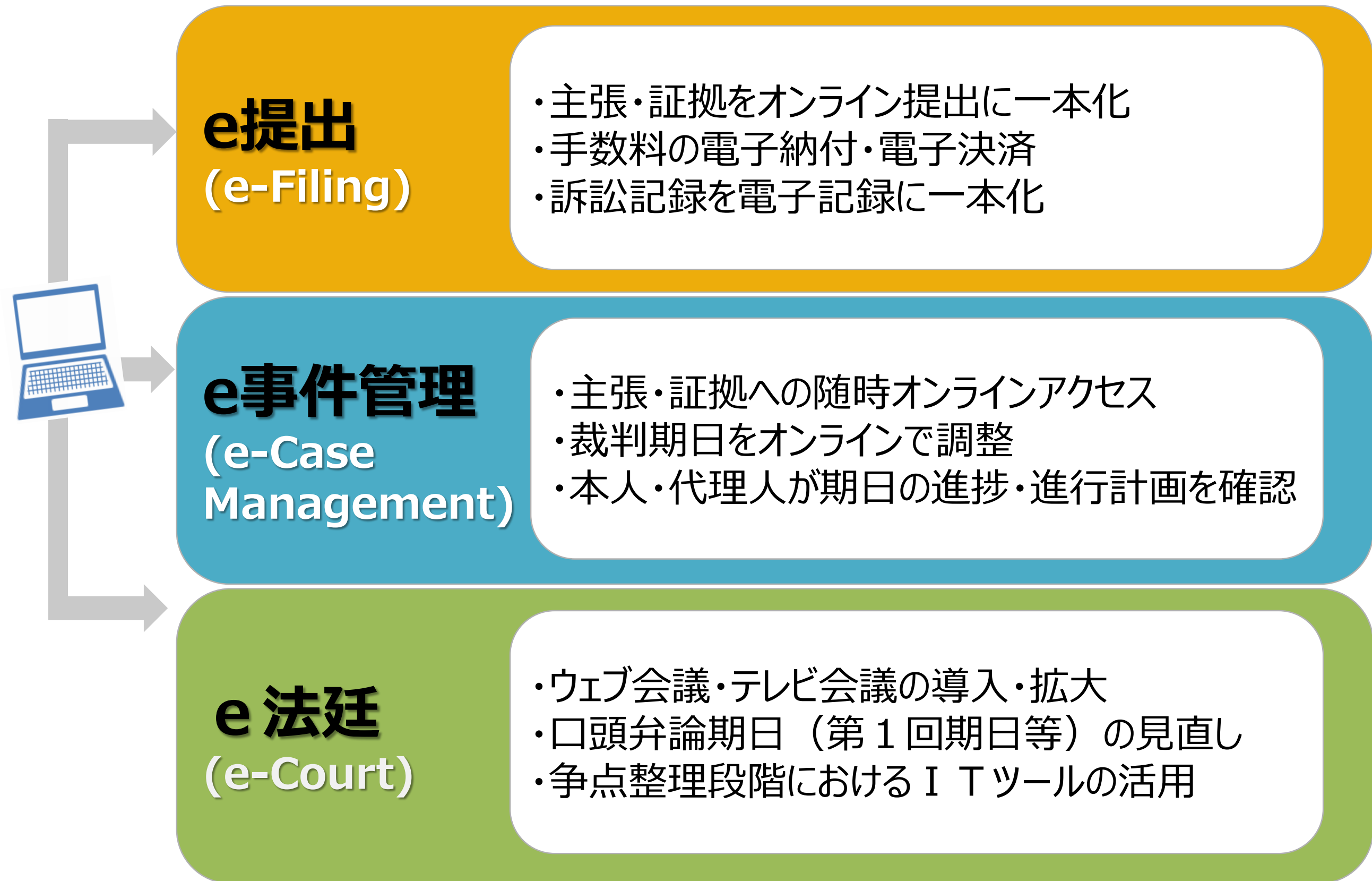
－オンライン申立て、訴訟記録の電子化、手数料等の電子納付、ウェブ会議等を用いた関係者の出頭を要しない期日の実現等を目指し、本年度中に法制審議会に諮問を行い、令和4年中の民事訴訟法改正を視野に入れて取り組む。裁判手続等のIT化により、特にITに習熟しない者の裁判を受ける権利を害することがないように、司法府の協力を得つつ、総合的な対策を検討する。司法府には新たな制度の実現を目指した迅速な取組を期待し、行政府は必要な措置を講ずる。

－ITを用いた新たな運用・制度については、司法府の環境整備に向けた検討・取組を踏まえた上で、段階的に速やかに導入し、法改正を伴うものについては、令和5年頃より順次導入する。新制度導入に向けたスケジュールについて本年度中に検討を行う。

・紛争の多様化に対応した我が国のビジネス環境整備として、オンラインでの紛争解決(ODR※)など、IT・AIを活用した裁判外紛争解決手続等の民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する検討を行い、基本方針について本年度中に結論を得る。

※ Online Dispute Resolutionの略称

# 【参考】民事裁判手続IT化における「3つのe」



# 【参考】民事裁判手続IT化の実現プロセス

検討・準備

**《フェーズⅠ》** 現行法の下でのウェブ会議・テレビ会議等の運用  
2020年2月頃から知的財産高等裁判所・地方裁判所8庁で運用開始予定

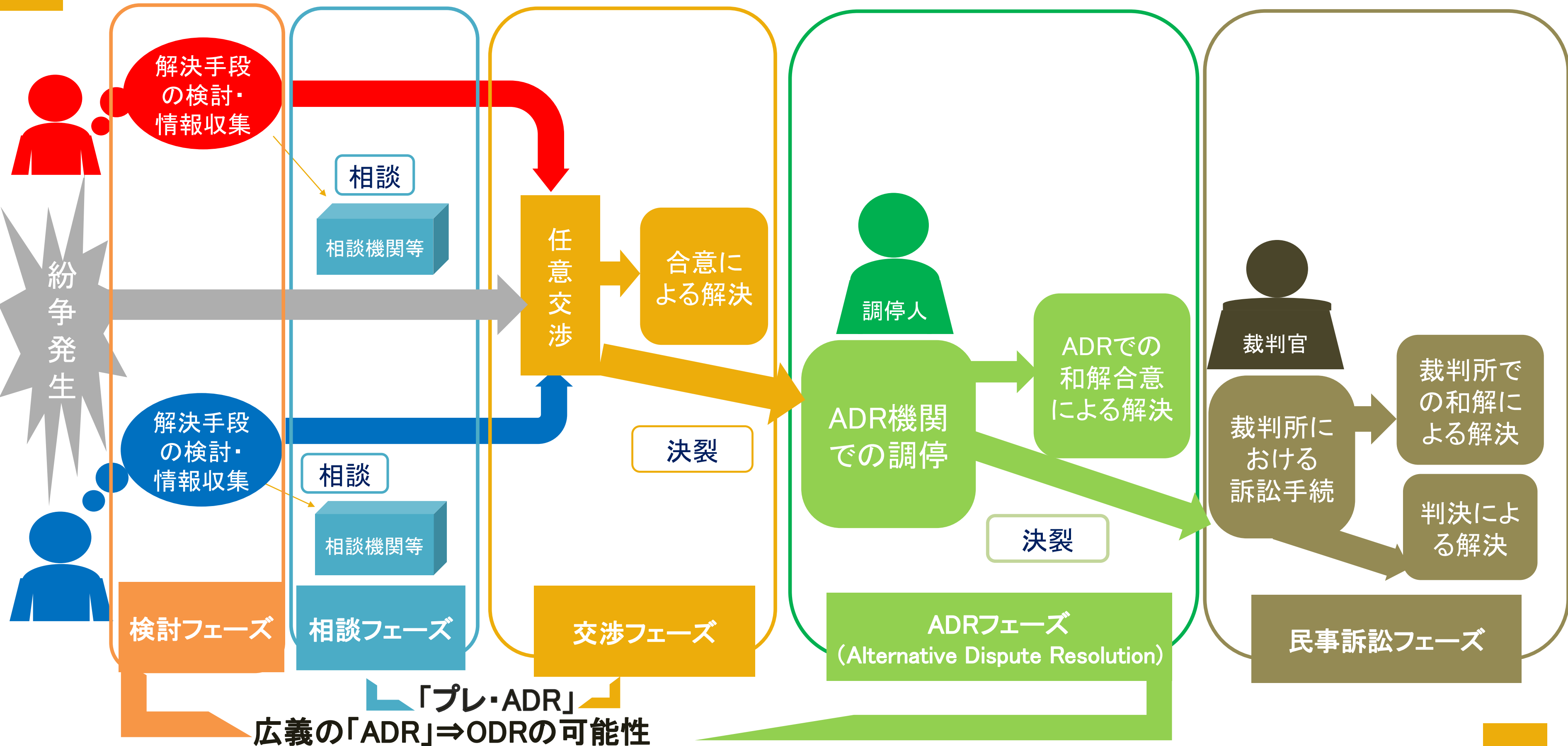
検討・準備

**《フェーズⅡ》** 新法に基づく弁論・争点整理等の運用  
2019年度中の法制審議会への諮問を視野に入れて検討中

検討・準備

**《フェーズⅢ》** オンラインでの申立て等の運用  
実現に向けたスケジュールを2019年度中に検討

# 法的紛争の一般的解決フローの一例



# 日本におけるADRに関する法制度

## 弁護士法

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

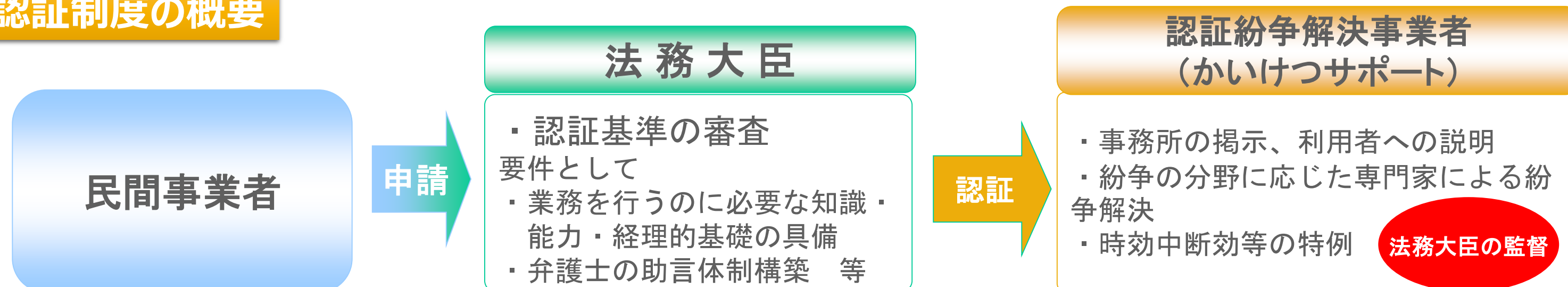
第72条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

## ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）

ADR法の認証制度⇒一定の要件を満たす民間ADR機関に法務大臣の認証を付与＝**弁護士法第72条の例外**（基本理念）

第3条 裁判外紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、**紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重**しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、**専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る**ものでなければならない。

## 認証制度の概要



# 日本におけるADR、ODRの現状

## 認証ADRの現状

・全国各地で159の認証ADR機関が活動中 ※2019年9月時点

士業型ADRや業界型ADR等

専門分野として、民事一般、家事(家事ADR)、知財(知財ADR)、交通事故、金融・保険、労働、事業再生(事業再生ADR)、商事一般(企業間取引のADR)、涉外(国際調停)など多様

⇔近年、取扱事件数はやや減少傾向。2017年度の全体受理件数は年間約980件

## その他のADR機関（行政ADRなど）

認証ADR機関以外に、以下のようなADR機関も活動中。

①弁護士会ADR、交通事故紛争処理センター、医療ADRなど ※ 認証を受けている弁護士会ADRも複数あり

②金融ADR制度における指定紛争解決機関 ※ 認証を受けている機関もあり

③行政機関が行うADR(行政ADR) 国民生活センターADR(消費者庁)、原子力損害賠償ADR(文科省)、環境ADR(公害等調整委員会)など

## IT・AI活用の現状

・IT活用の現状⇒電話・対面が中心。一部のADR機関で、相談・ADR手続でメール、電話・テレビ会議を実施する程度

・法律サービスのAI活用⇒まだ萌芽期。契約書チェック等の分野で新たなサービス(リーガル・テック)

# ODR、IT・AI活用に向けた期待・ニーズの声

本年4月に内閣官房に設置された「民事司法改革推進のための関係省庁連絡会議」幹事会における有識者ヒアリングにおいても、以下のように、有識者から、ODR活性化の必要性、ADRにおけるIT・AI活用の可能性、AI活用による司法アクセス改善への期待に関する指摘がされている。

## 「民事司法のその他の課題-ADR活性化」

・B to C の越境紛争に対する対応: ODR(Online Dispute Resolution) の活用

諸外国における ODR の発展: eBay による年間 6000 万件の紛争処理実績(AI の活用 等)

= 社会の紛争解決のあり方を根本的に変える潜在的可能性

プラットフォーム事業者による紛争処理 スキーム提供の責任: EU における条約の試み、APECでの議論 等

### 日本における本格的 ODR の不存在

法整備の必要: ADR 法改正(執行力の付与等)、弁護士法 72 条の問題

基盤整備の必要: ADR のオンライン化に向けた政府の支援 = 統一的ODRシステムの提供・財政支援、特定分野での ODR の促進等

～山本和彦一橋大教授 「国際化社会の一層の進展を見据えた民事司法のグランドデザイン」より抜粋

## 「IT化の将来的な方向性」

### 民間のADRにおけるIT・AIの活用(ODR)

～日下部真治弁護士「弁護士の視点から見た裁判手続IT化の在り方について」より抜粋

## 「○裁判IT化に対する期待」

・裁判IT化で、訴訟関連のやり取りのビッグデータ化と AIによる解析で調整、作業効率、予見可能性、アドバイス機能の向上

～太田勝造明治大学教授「民事訴訟のIT化へのコメント」より抜粋



# 本検討会における検討項目(案)

## 1. 総論的課題

### (1) 日本の司法アクセス環境の現状

- ・法曹人口増にもかかわらず、従来型の典型的な紛争解決手続(訴訟事件等)は減少傾向
- ・検討フェーズでの情報不足。電話・対面が中心であることのアクセス・利便性の悪さ
- ・プレADR、ADR、裁判の各段階での情報伝達・連携が不十分(繰り返し同じやりとりが必要)

### (2) ODRの意義とIT・AIの活用ニーズ

- ・今回の検討対象とするODRの範囲をどのように考えるか。広義のADR(プレADRを含む)か。
- ・司法アクセスの改善に向けたODRに期待される役割は何か。
- ・政府における民事裁判手続のIT化の検討(「3つのe」の実現)との関係をどのように考えるか。
- ・司法分野(特にADR)でのIT・AI活用のニーズと可能性は何か。

### (3) 民間企業や諸外国における取組

- ・民間企業内の相談・苦情対応システム、諸外国でのODRの先進事例や司法関連分野でのIT・AI活用から参考になるのは何か。

# 本検討会における検討項目(案)

## 2. 各フェーズでのIT・AI活用に向けた取組

### (1) プレ・ADRフェーズでの取組

- ・紛争発生からADR・裁判手続に至るまでの「プレ・ADR」段階で取り組むべきことは何か。

### (2) ADRフェーズでの取組

- ・ADR段階でのIT・AI活用のために取り組むべきことは何か。

## 3. 分野毎の取組・課題

### (1) ODRの速やかな実装への期待

- ・ニーズや諸外国の取組を踏まえ、ODRの実装や活性化が見込まれる分野は何か。
- ・低額・定型的・大量の紛争分野など、ODRによる解決、早期の実用化が望まれるものは何か。

### (2) ODRの実装に向けた課題

- ・ODRの活用には一定の初期投資・継続管理が不可欠だが、どのような態勢が必要か。
- ・ADR機関のODR実装に向けた他の課題は何か。

# 本検討会における検討項目(案)

## 4. 考えられるアプローチ ～ODR活性化のための環境整備～

### (1) ODR活性化に向けた環境整備

- ・ADR機関や業界・企業等によるODR活性化に必要な動機付けや環境整備とは何か(収支面・インフラ面等)。
- ・ODR活性化の担い手や早期の実装に向けた可能性や克服すべき課題とは何か。
- ・若年層から高齢者まで多様な当事者の電話利用度・IT習熟度・利用環境(アナログ・ディバイド、デジタル・ディバイド)に配慮した環境整備とは何か。

### (2) ODRを活用したADRの信頼性を高める方策

- ・民間ADR全体の信頼性ととともに利便性・機能性を向上させる方策とは何か。

### (3) 当事者の紛争解決力を高めるための専門家向けのIT・AIツール

- ・紛争解決を担う弁護士等の専門家が当事者をサポートするために有用なIT・AIツールのニーズ・課題とは何か。

### (4) 紛争解決に向けたビッグデータ活用の可能性

- ・AIによるデータ分析により、紛争予防・紛争解決システム全体の質の向上を図ることが可能か。
- ・データ分析を実用的なものとするための活用可能データとして考えられるものは何か。

# 本検討会の今後の検討スケジュール(予定)

第1回(9月27日)

【検討項目の提示、ODR・AI活用へのニーズ、諸外国の状況】

第2回(10月23日)

【第1回の議論を踏まえた論点整理と、分野別の現状と課題】

第3回(11月下旬)

【分野別の現状と課題②と、ODR活性化のための環境整備】

第4回(12月下旬)

【ODRにおけるIT・AI活用に向けた方策】

第5回(1月下旬)

【取りまとめに向けた議論】

第6回(2月下旬)

【最終取りまとめ】

第7回(3月下旬)

【予備日】